

○技能職員の特殊勤務手当に関する規則

制定	昭和46年3月10日	規則第1号
改正	昭和48年3月31日	規則第2号
	昭和49年4月1日	規則第1号
	昭和51年3月19日	規則第1号
	昭和55年12月20日	規則第1号
	昭和57年3月31日	規則第1号
	平成4年5月14日	規則第2号
	平成11年7月1日	規則第3号
	平成14年4月1日	規則第2号
	平成19年3月29日	規則第10号
	平成20年3月6日	規則第1号
	平成22年4月1日	規則第3号
	平成25年3月29日	規則第3号
	令和4年11月28日	規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則において「単純な労務に雇用される職員」は、技能職員という。

(特殊勤務手当)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) ごみ処理作業従事職員の特殊勤務手当
- (2) クレーン・大型自動車等運転業務従事職員の特殊勤務手当
- (3) 災害時業務従事職員の特殊勤務手当

第3条 ごみ処理作業従事職員の特殊勤務手当は、技能職員がごみ処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) ごみ処理作業に3時間以上従事した技能職員 1日につき570円
- (2) 前号の技能職員のうち正規の勤務時間に含まれる深夜（午後10時から翌日午前5時までの間をいう。）における時間が5時間以上の技能職員 1日につき1,400円
- (3) 炉内及び冷却吸収塔内での作業その他の特に危険又は不健康な作業であって管理者が定めるものに従事した技能職員 前2号の技能職員に対する特殊勤務手当のほか、1日につき200円

3 前項第2号の技能職員に対する特殊勤務手当は、その勤務時間を1日とみなして同号に定める額を支給する。

第4条 クレーン・大型自動車等運転業務従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に定める場合に支給する。

- (1) ごみクレーン又は灰クレーンの運転業務に従事したとき 1日につき

技能職員の特殊勤務手当に関する規則

150円

- (2) 大型自動車、大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転業務に従事したとき 1日につき150円（大型自動車については1日につき100円）

第5条 災害時業務従事職員の特殊勤務手当は、豊中市又は伊丹市において災害対策本部等が設置され、災害の発生に伴い緊急のごみ処理の必要があると管理者が認める場合において、技能職員が搬入ごみの分別その他管理者が定める業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当は、1日につき1,500円とする。ただし、午前6時から午後6時までの間（以下「昼間」という。）のみの従事にあつては900円、午後6時から午後10時までの間（以下「夜間」という。）のみの従事又は昼間と夜間にまたがる従事にあつては1,200円とする。
- 3 第1項の規定により特殊勤務手当が支給されるときは、第3条第2項第1号の規定による特殊勤務手当は、支給しない。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日規則第2号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月19日規則第1号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月20日規則第1号）

この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日規則第1号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成4年5月14日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月1日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の特種勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の業務について適用する。

附 則（平成14年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規則第3号）

技能職員の特殊勤務手当に関する規則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の技能職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づく変則・年末年始勤務従事技能職員の特殊勤務手当については、この規則による改正後の技能職員の特殊勤務手当に関する規則の規定にかかわらず、平成22年11月30日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4月11月28日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。